

經濟論叢

第七十六卷 第二號

マルクス＝エンゲルスの

ブルジョア革命理論……………堀 江 英 一…(1)

現代フランス労働政策史の一劃期……………向 井 喜 典…(21)

封建的所有と經濟外的強制を

めぐる理論的諸問題……………福 富 正 實…(44)

ペーカ・フィグーロフ

「ヨーロッパ人民民主主義諸國における

人民民主主義制度の發展の二つの段階

について」……………金 鍾 碩…(61)

[昭和三十年八月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

封建的所有と經濟外的強制をめぐる理論的諸問題

——主としてスターリンの規定について——

福 富 正 實

一、問題の所在

この論稿は、いわゆる封建的土地所有の獨自的内容と、封建制度のもとでの經濟外的強制の地位と役割とを、マルクス主義の諸古典にもとづきつつ、特に、イ・ヴェ・スターリンの『辯證法的唯物論と史的唯物論』ならびに『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』のなかにおける規定に論點をおいて、明らかにしようとするものである。この論稿を書くに當つては、ソ同盟の歴史學者エス・デ・スカスキンの『封建的所有と經濟外的強制についてのマルクス—レーニン主義の諸古典』^(註1)と題する論文が、極めて貴重な參考となつた。しかしながら、彼のこの論文は、若干の點で不充分さを残しているという印象を、我々に與える。就中、彼の論文は、スターリンが『辯證法的唯物論と史的唯物論』のなかで封建的所有について述べた次のような指摘、すなわち、「封建制度のもとでは、生産關係の基礎は、生産手段にたいする封建領主の所有と、生産従事者すなわち農奴にたいする封建領主の不完全な所有である」〔邦譯 國民文庫版 一二九頁〕という指摘に全く觸れていないという點に、わたしは可成りの不滿を感じ

じる。

周知の如くスターリンは、『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』のなかで、「經濟外的強制は地主—農奴所有者の經濟的權力を強化するうえに役だつたけれども、しかし封建制度の基礎であつたのは經濟外的強制ではなく、封建的土地所有である」〔邦譯 新時代社版 四七頁〕と述べた。ところで、スターリンのこの封建的土地所有の規定について、わが國の一部の學者の間では次のような理解の仕方がなされている。例えば、近藤康男編『農業經濟研究入門』（東京大學出版會・一九五四年刊）のなかで、封建制の本質規定の再検討について述べつつ、中江淳一氏は、「スターリンがいつているように、「封建制度のもとでは、生産關係の基礎は、（一）生産手段にたいする封建領主の所有と（二）生産従事者すなわち農奴にたいする封建領主の不完全な所有である」〔ソ同盟共產黨小史』〔ポルシェヴィキ〕國民文庫版第一冊一九六頁〕。そしてこの兩者のうちでは第二の所有すなわち經濟外的強制ではなくして、第一の所有すなわち「封建的土地所有こそが、封建制度の土臺である」〔ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』第九章〕」（同書 一一三—一二四頁 傍點は引用者）といつておられる。

しかしながら、このような理解の仕方は決して正しいとはいえないであらう。何故ならば、封建的土地所有という場合には、それは單純に、基本的生産手段—土地にたいする封建領主の所有のみを指しているのではないからである。スカスキンもいつている如く、「我々は、封建的所有の獨自的内容をより深遠に規定せずに、封建的所有を單純に封建領主の所有として理解する傾向が時折ある。しかるに、マルクス—レーニン主義の諸古典、特にマルクスは、しばしばこの問題を綿密に顧慮した」（前記論文『*Oporno nerek*』 *Воп. 5; стр. 7*）。このことについては、いわゆる『地代論』の理解と關聯させて後述する。

ともあれ、マルクスの見解によれば、封建的土地所有においては、(資本に従屬し、資本によつてそれに照應する形態に改變せしめられた)近代的土地所有におけるとは異つて、「領有者と土地とのあいだには、たんなる物象的な富の關係よりもつと内面的な關係があるかのような外觀がなお存在する」『經濟學と哲學とにかんする手稿』邦譯『マルクス・レーニンゲルス選集』補卷4 二八九頁。つまり、「労働者自身、すなわち労働能力のいきたにない手自身」が、直接的に客觀的な生産諸條件の一つになつていて、そのようなものとして占有されている」『資本主義の生産に先行する諸形態』邦譯『マルクス・レーニンゲルス選集』第九卷上 二五八頁」というような諸關係のもとでは、封建領主は、基本的生産手段—土地を所有するという土地所有の獨占によつて—すなわち、生産體系における封建領主の經濟的に支配的な地位の力によつて—直接的生産者である農奴を「領有者の財産」〔經濟學と哲學とにかんする手稿』同上 二八九頁)として、所有することができる。このように封建的土地所有は、基本的生産手段—土地にたいする封建領主の所有であるということによつて、それと同時に、直接的生産者の人格にたいする一定個人の獨自的な所有形態でもありうる。勿論この場合には、直接的生産者の人格にたいする封建領主のこの所有權は、奴隸所有者のそれとは異つて不完全なもの、ごしかありえない。何故ならば、「農奴制的隸屬關係は、はたらき手を土地と地主にしばりつけていたとはいへ、しかし事實上は、生活手段にたいするはたらき手の所有を前提する」〔資本主義の生産に先行する諸形態』同上 二六四頁)からである。この點について、法律學者の立場から渡邊洋三氏が、「この領主の農奴にたいする不完全な所有とは、農奴の側における土地占有が、所有、つまり領主にたいしても一定の限度で排他的支配を對抗しうる權利としての所有たる性格をもち、その所有をきそとして、農奴の側に一定の限度での主體性が確立される、ということにはかならない」〔日本における前近代的所有の諸類型とその支配關係』『思想』一九五四・

三號 九一頁」と規定されているのは、全く正しいのではないか、とわたしには思われる。實に、この「不完全な所有」という規定こそ、封建的土地所有と經濟外的強制との關係の正しい位置づけを解明する鍵であるが、そのことについては後述することしよう。

第二に、中江氏は、封建的土地所有と封建的所有とを、相異なつた内容を示すものとして理解されているのではなからうか。しかしながら、例えば、「中世では、資本自體が……土地所有の性格をおびていた。……土地所有が支配しているすべての形態では、自然關係がなお優越した地位をしめてゐる」〔「經濟學批判序說」邦譯『經濟學批判』國民文庫版 三〇四頁〕とマルクスが述べる場合に、マルクスは封建的土地所有と封建的所有とを區別している、と我々は考えることはできないであらう。身分的な自然生的所有としての封建的所有は、土地所有という一般のなすがたをとつて、ブルジョア的所有（純粹な私的所有）つまり近代的資本に對立する。マルクスが『剩餘價值學說史』第二卷（第一部）のなかで、「實際、近代的な土地所有は封建的な土地所有である」〔邦譯 改訂社版『マルクス・エンゲルス全集』第九卷 三六五頁〕と述べているのは、土地所有それ自體の封建的性格（普遍的競争と純工場の生産とを阻止しようとする傾向）を強調しているのであるが、『哲學の貧困』のなかでは次のようにも述べている。すなわち、「地代は、リカードの意見では、ブルジョアの狀態における土地所有である。すなわち、ブルジョアの生産の諸條件に服した封建的所有である」〔邦譯 國民文庫版 二二一頁 傍點は引用者〕と。このように、封建的土地所有と封建的所有とは、相異なつた内容をもつ術語ではなく、マルクスも全く同一の意味に用いていることは明らかである。従つて、スターリンが、封建的土地所有と封建的所有とを區別したという根據、そしてまた、直接的生産者にたいする封建領主の不完全な所有を、（封建制度のもとは、封建的所有もしくは封建的土地所有とは全

く異なつた地位を占め、また、別の役割を果している。經濟外的強制として理解したという根據は、どこにも存在しない。ソ同盟の『經濟學教科書』（一九五四年）が、封建的土地所有にたいするスターリンのこのような考え方を忠實に反映させていることは、周知の通りである（邦譯 第一分冊 七〇、七六頁）。しかるに、德増榮太郎氏の如く、スターリンが「ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題」のなかで、「封建體制の基本要因から、農奴に對する不完全所有、經濟外的強制を除いたのは、たんに、下部構造と上部構造とを明確にわけただけではなく、生産力と生産關係との辯證法的關係理解の深化なのだ。教科書は、依然として封建體制についての舊い解釋にとどまつている……」（『經濟評論』特集『經濟學教科書』について 同誌 一九五五・六號 二三頁 傍點は引用者）といわれるのは、ソ同盟歴史學界の最近の眞實の動向を全く無視し、スターリンの考え方を歪曲したものだといわねばならない。

以上述べてきたことから明らかな如く、中江氏や德増氏等の理解の仕方を正しいものとして受け容れることは、我々にはできない。何故ならば、封建的土地所有の、他ならぬこのような理解の仕方こそが、後述する如く、わが國の農村における封建制の解明を、基本的、方法論的に妨げてきたからなのである。この觀點からして、わたしは、封建的所有もしくは封建的土地所有の獨自的内容の解明には、『辯證法的唯物論と史的唯物論』ならびに『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』におけるスターリンの規定の正しい理解こそが、何よりもまして緊要であると考ええる。いわゆる經濟外的強制の地位と役割に關する問題にしても、この封建的所有もしくは封建的土地所有の獨自的内容の正しい理解なしに、そして、經濟外的強制をこの獨自的内容と連關させずに、「封建制度の基礎であつたのは經濟外的強制ではなく、封建的土地所有である」と何度繰返しても意味をなさない。この意味において、わたしは、はじめにあげたスターリンの有名な二つの勞作のなかにおける規定に論點をおいて、封建的所有と經濟外

的強制についての問題を、わたしなりに考察してみようと思ふのである。

(註一) С. Д. Сазкин: Краткий доклад-реферат о феодалном собственности и негосударственном праве.
《Юридический вестник》 вып. 5.

この論文は、一九五二年十二月二十八日に、ソ同盟科學院の歴史學・哲學の兩分科の合同會議で讀み上げられた報告の全文を、一九五四年にソ同盟科學院出版所より、《Юридический вестник》(中世)と題して刊行されたソ同盟科學院歴史學研究所の論文集の第五分冊におさめたものである。ちなみに、この合同會議の討論と、一九五二年十二月十日にモスクワ大學で行われた學術會議の内容については、『封建的所有に關する學術討論會』(邦譯『經濟評論』一九五四・八號)と題して、『歴史學の諸問題』誌の一九五三年第四號に報告された。

二、いわゆる『地代論』と封建的所有の規定について

マルクスは、『資本論』第三卷第三十七章の、資本制的地代理論への豫備的諸注意を述べている箇所で、「地代の獨立的形態のいかんをとわず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを實現する經濟的形態だということ、および、地代の方は土地所有・(すなわち——引用者)地球の一定部分にたいする一定個人所有・を前提するということである。といつても、その所有者はアジアやエジプトなどのように共同體を代表する個人であつてもよく、また、この土地所有は奴隸制度または農奴制度の場合のように直接的生産者の人格にたいする一定個人所有權の單なる偶有性(accidens)であつてもよく、……」(資本文庫版② 八九二頁)と述べている。この敘述から明らかな如く、封建地代の取得は、封建的所有(すなわち封建的土地所有……以下封建的所有という術語に統一)の經濟的實現形態であり、そしてまた、封建地代は何よりも先づ土地所有の獨占を前提とする。

ところでマルクスは、土地所有と地代についてのこの一般的規定に續いて、「相異なる地代諸形態のこの共通性——相異なる個々人をして地球の一定諸部分を排他的に所有させる法的擬制たる土地所有の經濟的實現だということ——は、諸々の區別を看過させる」〔同上 八九三頁〕と注意を與えている。マルクスの豫備的注意によれば、「社會的生産過程の相異なる發展諸段階に照應する相異なる地代諸形態を混同すること」〔同上 八九三頁〕は、「地代を取扱うさいに避けるべき、分析を混濁させる、主要な誤謬」〔同上〕の三つのなかの一つである。前に引用した土地所有の一般的規定にたいして、このように地代諸形態の區別を強調していることは、地代諸形態の區別（ここでは封建地代と資本制的地代の差違）のみでなく、地代の取得の基礎としての所有そのものの區別の重要性を、マルクスは示唆しているのだ、と考えていいであらう。

マルクスは、ブルジョア的な、つまり、自由な私的所有を念頭におきつつ、「土地所有は、特定の諸人物がその私的意志の排他的領域として地球の一定諸部分を——すべて他人を排除して——自由にするという、特定諸人物の獨占を前提とする。このことを前提すれば、問題となるのは、資本制的生産の基礎としての、この獨占の經濟的價值すなわち増殖的利用^{アウグメント}を展開することである」〔同上 八六七頁〕と述べ、續いて、「地球の諸部分を使用または濫用するという、これらの人物の法律的權能だけでは何も片づかない。この諸部分の使用は、彼等の意志に係わりのない經濟的諸條件に完全に依存する」〔同上〕と指摘している。「法律的表象そのものは——とマルクスは續けていう——土地所有者が土地を處置しうるのは各商品所有者が自分の商品を處置しうるのと同じだということ以外には何も意味しない。……この生産様式（資本制的生産様式——引用者）は、一方では、直接的生産者を土地の單なる附屬物（隸農、農奴、奴隸、などの形態での）たる位置から解放することを前提とし、他方では、人民大衆の土

地の收奪を前提する。……だが、當初の資本制的生産様式が見出す土地所有の形態は、資本制的生産様式には照應しない。資本制的生産様式に照應する土地所有形態は、やつと、資本の支配下への農業の從屬により、資本制的生産様式そのものによつて創造される」〔同上 八六七―八六八頁〕。このようにして、「……資本制的生産様式は土地所有を、一方では支配〱および隸屬諸關係からすつかり解き放し、他方では、勞働條件としての土地を土地所有および土地所有者……から全く分離する……。かくして土地所有は、その從來のすべての政治的および社會的な梓づけや混合物を脱却することにより、要するにかのすべての傳統的な附加物……を脱却することによつて、その純經濟的な形態を受けとる」〔同上 八六八頁〕。

マルクスが地代諸形態のみでなく、土地所有の諸形態をも區別していることは、以上述べてきた點から明らかである。つまり、資本制的生産様式は資本制的生産様式に照應する所有形態の出現を自己のもとに見出さない、というマルクスの主張は、封建的所有と、ブルジョア的所有との間に境界を設けていることであつて、マルクスは、この二種類の所有は相異なる社會構成體に所屬している、従つて、生産諸力の相異なる水準と、相異なる生産諸關係に照應している、ということをおうとしてゐるわけである。特に指摘しなければならぬのは、スカスキンは強調している如く、「ブルジョア的所有について語るに際して、マルクスは、ブルジョア的所有は農業における生産の社會的形態、つまり、まさに資本制的生産一般に照應する形態に照應していること（私的領有形態のもとでの生産の社會的形態）について率直に指摘し、まさにそのことによつて、封建制度のもとにおいてはこのようなものが存在しないこと（直接的生産者の個人的な小經營）を主張している」〔前記論文《Срочные дела》 вып. 5: стр. 9〕 ことである。スカスキンはこの點を重視し、「封建的土地所有のブルジョア的土地所有との差違のこれら

の一般的特徴を除いては、一體、どこに封建的所有の獨自的特質があるであろうか。〔*Tan Kei*〕と述べている。封建的所有は、土地所有の獨占としては、ブルジョア的所有と何ら異なる點はなく、「そのかぎりでは、土地所有の獨占は、資本制的生産様式の——また、何らかの形態での大衆の搾取に基づくすべての從來の生産様式の——歴史的前提であり、またその恒常的基礎である」〔資本論〕第三卷 邦譯 青木文庫版(四) 八六七―八六八頁)。マルクスが指摘している如く、「地球の諸部分を使用または濫用する」という、「同上 八六七頁」所有者の法律的權能だけでは何も片づかない。すなわち、「この諸部分の使用は、彼等の意志に係わりのない經濟的諸條件に完全に依存する」〔同上〕。

以上述べてきた如く、マルクスは、封建的所有を、單に土地所有の獨占としての一般的規定によつて特徴づけたのみでなく、「直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有權」〔同上 八九二頁〕としてのその獨自の内容を、社會的生產過程の發展段階と關聯させて特徴づけようとしていたということが、ほほ明らかとなつたであらう。

三、經濟外的強制の地位と役割

周知の如く、「小規模な個人的生産」〔反デューリング論 邦譯『マルクス・エンゲルス選集』第十四卷 四七八頁〕が支配する封建社會にあつては、封建的所有は、直接的生産者による土地の占有の必然性と密接にむすびついている。つまり、封建的社會構成體の生産諸力の新しい水準が、「働き手が生産上におけるなんらかの創意性、勞働への志向、勞働にたいする關心をもつことを要求する」〔辨證法的唯物論と史的唯物論〕同上 一三〇頁〕わけである。このような事情のために、封建地代の取得は、例えば勞働地代のもとは、必要生産物と興える部分の土地が直接的生

産者の手中にあることを前提とし、生産物地代・貨幣地代へと推轉するに従つて、必要生産物を與える部分のみでなくすべての土地が、不可避免的に、直接的生産者の手中にあらねばならなくなる。かくして、直接的生産者は、自己の再生産を保障する必要生産物を超過するところの、自己の勞働の剰餘生産物として、封建地代部分を生産したのである。

しかし、ここで注意しなければならない點は、農民のこの必要生産物は、「農民にとつては彼に生活資料をあたえるものとして必要であり、地主にとつては彼に働き手をあたえるものとして必要であつた」『ロシアにおける資本主義の發展』邦譯『レーニン全集』第三卷 一八〇頁』ということであり、また、「その分與地における農民の「自己」經營は、地主經濟の條件であつて、農民に生活資料を「保障」することはなく、地主に働き手を保障することを目的とした」〔同上 一八一頁〕ということである。農奴は「土地の所有者から賃金（必要生産物部分をマルクスは現代の概念で表現している——引用者）をうけとるのではなく、むしろ土地の所有者が彼から一個の貢税をうけとるのである。農奴は土地にぞくし、地主のために收益をうみだす」〔賃勞働と資本』邦譯『マルクス・エンゲルス選集』第二卷上 二三五頁〕つまり、「剰餘生産物を獲得する方法は、賦役經濟と資本主義とは、たがいに正反對に對立している。すなわち、前者は生産者に土地を分與することを基礎としているが、後者は、生産者を土地から解放することを、基礎としている。』〔ロシアにおける資本主義の發展』同上 一八一頁〕

かくして、耕作地（水その他）が、「自然生的な生産要具」〔ドイツ・イデオロギー』邦譯 國民文庫版（第一冊）八二頁〕としてあらわれ、「この自然生的な生産要具においては個人は包攝されて自然の一部となる」〔同上〕ような諸關係のもとでは、「所有（土地所有）も直接的な、自然生的な支配としてあらわれるのである」〔同上〕が、封建

制度のもとは、基本的生産手段——土地を所有する封建領主は、農民に土地を分與するという方法によつて、つまり、農民が名目的な土地所有者から經濟的に自立するということを前提としつつ、農民を農奴として土地に緊縛することができるのである。このように、封建的所有は、單に土地所有の獨占としてのみでなく、直接的生産者の人格にたいする封建領主の獨目的所有形態としてあらわれる。スターリンが「封建制度のもとは、生産關係の基礎は、生産手段にたいする封建領主の所有と、生産従事者すなわち農奴にたいする封建領主の不完全な所有である」〔前掲〕と述べたのは、このように理解されなければならない。封建的土地所有にたいする中江氏等の理解の仕方の誤謬は、先づ第一にこの點にある。

ともあれ、封建地代を取得するための前提である必要労働の生産が、直接的生産者による土地の占有を要求する限りにおいて、つまり、農民に土地が分與される限りにおいて、「所有關係は同時に直接的な支配——および隷屬關係としてあらわれざるをえず、したがつて、直接的生産者は非自由者——非自由といつても、賦役労働をとまう農奴制から、單なる貢納義務までの相違がありうる——としてあらわれざるをえない」〔資本論〕第三卷 邦譯 青木文庫版(四) 一一二頁)のであるが、マルクスは、經濟外的強制を次のように考察している。「直接的生産者はこのばあい、——とマルクスは續けていう——前提によれば、自分自身の生産手段——自分の労働の實現のため及び自分の生活維持手段の生産のために必要な労働條件——を占有している。彼は自分の農耕、ならびに、これと結びついた農村——家庭的工業を自立して替む。この自立性は、たとえば、インドのようにこれらの小農たちは相互に多かれ少かれ自然發生的な生産共同體を形成する、ということによつては止揚されない。というのは、ここではたゞ、名目的地主にたいする自立性だけが問題だからである。こうした條件のもとは、名目的土地所有者のための剩

餘勞働は、經濟外的強制——それがどんな形態をとるかをとわず——によつてのみ彼等から強奪されうる。これ（剩餘勞働を強奪する封建的形態——引用者）を奴隸經營または植栽地經營から區別づけるものは、奴隸はこのばあひ他人の生産條件をもつて勞働し、自立しては勞働しないということである」（同上 一一三—一一四頁 傍點は引用者）。

レーニンもまた、『ロシアにおける資本主義の發展』のなかの「賦役經濟の基本的諸特徴」を述べている箇所だ。「このような經濟にとつては、直接的生産者が、一般に生産手段を、とくに土地を分與されていることが必要である。そればかりでなく、直接的生産者が土地に緊縛されていることが必要である。なぜなら、そうでなければ、地主は働き手を保障されないからである。……このような經濟制度の條件は、地主にたいする農民の人格的隸屬である。もし地主が農民の人格にたいして直接的な權力をもつていないとしたら、地主は、土地を分與されて自己經營を行つている人間を、地主自身のために働かせることができなうであらう。だから、マルクスがこの經濟制度を特徴づけていつているように、「經濟外的強制」が必要なのである」（同上 一八一頁）といつている。

このように、マルクスとレーニンは、「封建機構のもとの直接的生産者の經濟的自立性という事實に、經濟外的強制をむすびつけている」（「スカスキンの前記論文〈Спенне пера〉 стр. 5; стр. 6）。この直接的生産者の經濟的自立性について、スターリンもまた強調しているということは、『辯證法的唯物論と史的唯物論』のなかにおける、いわゆる「不完全な所有」という規定から明らかである。

我々は、以上の點を先づ明確にし、續いて次の事情に注目することが、經濟外的強制の問題の考察にとつて重要である。

名目的土地所有者のための剩餘労働が、「經濟外的強制——それがどんな形態をとるかをとわず——によつてのみ彼等から強奪されうる」〔前掲〕のは、他ならぬこの經濟外的強制が、(單に土地所有の獨占としてのみでなく、直接的生産者の人格にたいする特定個人の所有權としてあらわれる)封建的所有の獨自的内容から生じてくるといふ事情に起因する。マルクスによれば、「封建的土地所有はその本質からいつてすべてに暴利賣却された土地であり、人間から疎外された、そのゆえに若干の少數の大主君というすがたをとつて人間に對立している土地である」〔經濟學と哲學とにかんする手稿〕前掲 二八八頁)が、「封建的土地領有のなかにすでに、疎遠な力としての土地の人間にたいする支配がよこたわつてゐる。……土地はその領有者とともに個性化され、その階層をもち、領有者のいかにおうじて男爵的あるいは伯爵的であり、その諸特權、その裁判權、その政治的なあいだがら等々をもつてゐる。それはその領有者の非有機的な身體としてあらわれる。それゆえ、ことわざに——主人のない土地はない、とあり、このなかに、主權と土地領有との癒着がよいあらわされてゐる」〔同上 二八九頁〕。更にまたマルクスは、「資本論」第一卷のなかで、「歴史的には、資本は、いたるところで何よりもまず貨幣の形態で、貨幣財産——商人資本および高利資本——として、土地所有に對應する」〔青木文庫版(2) 二八三頁〕と規定しつゝ、註のなかで、「人格的な隷屬および支配諸關係にもとづく土地所有の權力と、貨幣の非人格的な權力との間の對立は、つぎの二つのフランスの諺のうちに明白に云ひ表わされてゐる。——『領主のない土地はない。』『貨幣に主人はない。』」〔同上 二八四頁〕と述べてゐる。

以上述べてきた如く、封建的社會構成體の基礎をなす封建的所有は、直接的生産者による土地の占有とむすびつてゐる故に、自らを經濟的に實現するためには經濟外的強制を必要とする。しかし、他方では、この經濟外的強

制の方は、人格的な支配 \parallel および隷屬關係にもとづく土地所有の權力の強制として、封建的所有そのものの獨目的内容に照應する種々の形態をとつて作用する。かくして、經濟外的強制を、いわゆる「生産従事者にたいする不完全な所有」として理解することはできない。

ともあれ、我々は、經濟外的強制についてマルクスが、勞働地代の場合の直接的強制のみでなく、直接的生産者が「直接的強制の代りに諸關係の力により、鞭の代りに法律的規定によつて……」〔資本論〕第三卷 邦譯 青木文庫版(3) 一一二〇頁 頁租を、「無償的つまり事實上では強制的に」〔同上 一二三頁〕支拂う場合をも考慮に入れているといふことに、注目しなければならぬ。貨幣地代についてもマルクスは、「直接的生産者は、從來どおり相續またはその他の傳統による土地の占有者であつて、彼のこの最重要生産條件の所有者としての地主にたいし、餘分の強制勞働、すなわち等價なしに爲された不拂勞働を、貨幣に轉形された剩餘生産物の形態で支拂わねばならない」〔同上 一二三頁〕と指摘している。だから、封建制度のもとでは、所有關係が同時に支配 \parallel および隷屬關係としてあらわれざるを得ないし、また、土地所有と主權が癒着するが故に、土地所有はその屬性として、「政治的および社會的な梓づけや混合物」〔青木文庫版(3) 八六八頁〕をもつてあらわれる。

「産業における司令が資本の附物となるのは、あたかも、封建時代に戰爭および裁判における司令が土地所有の附物であつたのと同じことである」〔資本論〕第一卷 邦譯 青木文庫版(3) 五五七頁。

ところで、如何に土地所有と主權とが癒着してあらわれるとしても、經濟的下部構造をなす封建的所有と、法律のおよび政治的な上部構造の助けをかりて作用する經濟外的強制とは、その地位と役割において、峻別されなければならぬ。經濟外的強制は、あくまでも、封建地代を取得するための手段である。スターリンが、「ソ同盟にお

ける社會主義の經濟的諸問題』のなかの指摘でいましめているのは、經濟外的強制の地位を不當にたかめ、封建地代は經濟外的強制の經濟的實現形態であつて、經濟外的強制こそ封建制度を理解する鍵である、というように理解し勝ちな傾向にたいしてである。

經濟外的強制は、「人格的な隷屬」および支配諸關係にもとづく土地所有の權力」〔資本論』第一卷 前掲〕が、土地所有の不可避的屬性としての「政治的および社會的な枠づけや混合物」〔資本論』第三卷 前掲〕の規制力、その他をもちいて遂行する強制（その本質は人格的隷屬と土地緊縛）であつて、「この強制の形態と程度とは、農奴的地位から農民の身分上の不完全な權利にいたるまで、きわめて多種多様でありうる」〔ロシアにおける資本主義の發展』前掲一八二頁。大塚久雄氏の如く、半封建的土地所有制のもとでの經濟外的強制について、「經濟外的強制』は『共同體規制』の轉化した高次の形態、兩者の同一性。』〔同氏『封建制から資本主義への移行』土地制度史學會昭和二年秋期學術大會報告要旨〕といわれるのは、共同體規制が經濟外的強制の手段としての役割を果す場合のみを一般化し、共同體的所有のみが封建的社會構成體の現實の土臺』〔生産關係の總體。』〔經濟學批判』序言 邦譯 國民文庫版 九頁、傍點は引用者〕を形づくると結論づけ、基本的生産關係』封建的所有を輕視する誤つた見解ではなからうか。レーニンは、改革後のロシアの現實について述べつつ、連帶責任のみならず、一時的義務負擔の状態、農民の體罰、公共事業への農民の徴用のなかに、すなわち、封建』農奴制的隷屬のいつさいの殘存物のなかに、經濟外的強制の可能性をみている。〔ロシアにおける資本主義の發展』前掲 一八三頁参照〕

ところで、最近なくなられた栗原百壽氏は、『農業問題入門』（有斐閣・一九五五年）のなかで、「經濟外的強制は、まず、直接的生産者がその生計に必要な生産諸條件の占有者として經濟的に自立しながら、しかも名目的な土

地所有者に對立するという、封建的土地所有形態を前提する「同書 七二―七三頁」と問題を正しく提起されつつも、何故か、他方においては、「經濟外的強制は、封建的土地所有が同時に直接的な支配におよび從屬關係としてあらわれたものであつて、……それ自體ひとつの生産關係である」(同上 七三頁 傍點は引用者)と規定されている。續いて栗原氏は、「經濟外的強制はしかしまた、生産それ自身のなから發生しながらも、封建的社會の階級構造が、封建的な政治的支配の全機構が、封建的國家形態がそのうえに形成されるところの基礎として、直接不可分に政治的上部構造につらなつてゐるものである」(同上)と述べつつ、結論として、「それゆゑ、經濟外的強制はそれ自身、下部構造現象であるとともに、また上部構造現象でもあるといわなければならない」(同上 傍點は引用者)という獨自の見解を遺された。

しかしながら、わたしは、栗原氏とは異つて、イ・イ・ミンツの「封建的諸關係の基礎に關係のあるものは封建的土地所有のみである」(「エヌ・エヌ・キニールジャン」『封建的所有の問題に關する學術討論會』邦譯『經濟評論』一九五四・八號 一六二頁)という見解を支持する。スターリンによれば、生産諸關係は「(イ)生産手段の所有形態(ロ)生産における社會集團の立場と相互關係(ハ)生産物の分配形態」(『ソ同盟における社會主義的經濟的諸問題』前掲 八〇頁參照)であるが、生産諸關係の基礎は、(イ)と(ロ)であり、經濟外的強制は、封建的生產諸關係の總體を土臺として形成された封建的上部構造が、今度は逆に土臺に奉仕し、土臺を強化する形態であつて、決して下部構造の現象ではありえない。栗原氏は、經濟外的強制を(ロ)と同一視されているのではなからうか。

かくして、經濟外的強制についての栗原氏の混亂は、同氏が中江氏等と同様に、封建的所有の獨自の内容を正しく把握することができずに、封建的所有(いわゆる封建的土地所有)を單純に、土地にたいする封建領主の所有と

のみに理解され、スターリンのいわゆる「不完全な所有」という規定を全く輕視されておられる、という點に求められる。しかしながら、この根本的缺陷は、單にこれらの人々のみに限られたものではない。わが國における従来の封建論争を顧みる時、いわゆる寄生地主的土地所有の半封建的性格の解明の問題を、半封建的所有の獨自的内容の問題として歸着せしめるのではなく、經濟外的強制の存否の問題にまで極端にゆがめた原因は、いわゆる講座派と呼ばれる人々の、この問題にたいする理解の仕方にもあつたのであるが、それについては別の機會に詳論したい。ともあれ、わが國の半封建的地主が、單に土地所有の獨占者であるのみでなく、カバールの條件で土地(耕地・山林・水)を貸付けることによつて、小作人を種々の形態で半農奴的に自己のもとに所有することができただけの支配力をもつていたし、現在も依然として維持している、ということ否定しようとするような理解の仕方は、果して正しいであろうか。わたしは否定的にこたえざるをえない。かくして、『辯證法的唯物論と史的唯物論』におけるスターリンの規定は、「封建的土地所有および經濟外的強制」ではなくして、「經濟外的強制の適用をとまなう封建的土地所有」が生産關係の基礎である、と述べたのではなからうか。わたしはこのように理解する。

あとがき

本稿は、去る四月二十一日、經濟學會月例研究報告會において發表したわたしの報告の要點を、一つの問題提起のかたちでまとめたものである。全般にわたるわたしの未熟さは蔽うべくもないが、先學諸氏の忌憚なき御批判をお願いする次第である。最後に、スカスキンの論文の理解その他について、色々と有益な御指示を賜つた山岡亮一先生にたいして、わたしは深い感謝の意を表わさねばならないと思う。